

***** 2月の主なスケジュール *****

開催日時	種別	内 容
2月18日(木) 19日(金)	相談会	決算申告相談会 詳細は今月号をご覧ください。ご予約はお早めに。

金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	基準利率（担保有の場合） 1.16%～2.25% ※担保無も設定できます
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> 申告決算書 最近2期分（申告されている場合） 見積書（設備資金をお申込の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書または登記簿謄本 最近2期分の確定申告書・決算書 最近の試算表（決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方） 見積書（設備資金をお申込の場合）

★お申込み・お問い合わせ先★
日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店（新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022）か当所（TEL:0250-22-0121）まで。

資金繰り円滑化相談会（毎月、定例開催！）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
2月 5日(火)・ 3月 5日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
2月12日(火)・ 3月12日(火)

（相談会のご利用の際は当所経営指導員（近藤、真野、柳）までご予約をお願いします。（TEL:0250-22-0121）

金融情報 経営改善貸付（マル経融資 ※無担保・無保証人）

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.11% ※2019年1月21日現在
-------	---------	------------	---------------	---------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL: 0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
（東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳）
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

基礎的ITセミナーのご案内

『視覚効果を活用するプレゼンテーション技法』

日 時：3月6日（水） 10:00～17:00（6時間）

会 場：ビジネス・インターネットカレッジ新潟校
（新潟市中央区南笹口1-1-54 日生南笹口ビル2階）

講 師：パシユ・プレーン(株) 齋藤 久美子 氏

定 員：15名

受講料：2,160円

内 容：プレゼンテーションツールの活用
プレゼンテーション技法

プレゼンテーションソフトを活用し、プレゼン資料の作成方法及びプレゼンテーション技法を習得します。

主催：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部
ポリテクセンター新潟 生産性向上人材育成支援センター

TEL:0258-33-2455

締切
2月19日

「さつき共済」配当金のお知らせ

さつき共済制度の配当額が決まりました。
ご加入の皆様には今年度の配当金として還元致します。
※保険期間：平成29年11月1日～平成30年10月31日分
※配 当 率：25.9472%（1円当たり）
※振 込 日：平成31年1月25日（金）
※振 込 先：指定口座
今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。



決算・消費税申告相談会

(事前に日時の予約をしてください。)

《 所得税 》○日 程：2月18日(月)・19日(火)
 3月 1日(金)・ 4日(月)・ 5日(火)・ 6日(水)
 《 消費税 》○日 程：3月22日(金)
 ○時 間：9:00~12:00/13:00~16:00
 ○会 場：新津商工会議所 3F

※所得税・消費税相談会は待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。
 ※わかるところは記入してください。
 ※所得税・消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。
 ご了承ください。

※マイナンバー制度導入に伴い、申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピーをご用意下さい。
なお、扶養控除を受ける方がいる場合はマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。

※昨年の決算書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人、e-TAX送信で提出した人などへは申告書・決算書が送付されなくなります。
 予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

※税理士関与の方はご遠慮ください。

《 主 催 》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

2019年4月から全ての使用者に対して

【年5日の年次有給休暇の確実な取得】が義務化されます

- 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
 - 対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
 - 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
- ※労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。
 使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

もったいないをゼロに!

20・10・0(にーまる・いちまる・ゼロ)運動

新潟市と新潟日報社では、宴会が始まってからの20分と、終わる前の10分は、自分の席について料理を食べきり、食べ残しをゼロにしようという社会運動への参加を呼びかけています。

食品ロス(主に料理の食べ残し)の抑制につなげるため、宴会にご参加の皆さまに呼びかけ食べ残しゼロの宴会にしましょう。

※国民1人1日あたりの食品ロス量は、茶碗1杯のご飯の量に相当。



新津商工会議所

●○勤労者福祉共済 入会受付中!○●

勤労者福祉共済は事業所にお勤めの方々への福利厚生を目的とした共済です。1人につき300円/月の掛金で下記の事業を利用することができます。まだご加入いただいていない新津商工会議所会員事業所様は、ぜひ御検討ください。

- ①給付事業…結婚、出産、入学(小・中学校)、銀婚祝金。
永年勤続ほう賞金、死亡弔慰金。
障害、傷病、住宅災害見舞金の給付。
- ②余暇事業…余暇施設を会員特別価格で利用可能。
※H30年度は花水、新津美術館、サントピアワールド、海の家割引券を配布しました。
- ③健康維持事業…新津商工会議所の定期健康診断の補助。
- ④福利厚生資金貸付事業…冠婚葬祭、出産、療養、耐久消費財の購入、教育など資金の貸付。

※給付金の請求期間は給付事由発生日から1年以内です。

各種給付事項に該当がないか今一度ご確認ください。

お問い合わせは、新津商工会議所へ(TEL:22-0121)